

日頃より、当市の税政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。下記の内容をご確認いただき、該当する方は令和7年1月1日～12月31日（以下「令和7年中」という）の所得等の状況について「市民税・県民税申告書」に必要事項を記入の上、令和8年3月16日（月）までにご提出ください。

なお、2月9日（月）から3月16日（月）の間、税務課職員は申告受付に出張しているため、市役所の税務課窓口へお越しいただいても、申告に関する説明や相談は対応いたしかねます。

市・県民税申告の情報は、市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の算出の基礎となります。また、各種届出・申請に必要な証明書を発行するために必要な重要な資料にもなります。

市・県民税の申告が必要な方

- ・ 所得税の還付を受ける場合は、このフローチャートの結果に関わらず所得税の確定申告が必要です。
- ・ 確定申告をする場合は、市・県民税申告は不要です。
- ・ この「市民税・県民税申告書」では確定申告はできません。
- ・ 「収入」と「所得」は異なります。詳しくは2、3ページをご覧ください。
- ・ このフローチャートはあくまでも簡易的な判定用です。詳細はお問い合わせください。
- ・ スマートフォン、パソコンから市・県民税の申告ができます。詳しくは別紙 日程表をご覧ください。



※非課税収入に該当するものには、遺族年金、障害年金、失業給付などがあります。

住所、氏名、電話番号等

現住所、令和8年1月1日時点の住所(現住所と異なる場合)、氏名、フリガナ、個人番号(マイナンバー)、業種又は職業、生年月日、電話番号を記入してください。
本人以外が記入する場合は、氏名欄に「代筆 代筆者氏名」も記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の要件となる事項を記入する欄です。
《表2 所得控除一覧》を参考に、控除に関連する事項を所定の欄に記入してください。

ここに記入した内容を元に、4 所得から差し引かれる金額の金額を算出します。

生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除・配偶者特別控除、特定親族特別控除については、《別紙》申告書作成用計算用紙をご活用いただき、計算結果を4 所得から差し引かれる金額に記入してください。

医療費控除については、《付録》医療費控除の明細書等に明細を記入し、添付してください。

配偶者控除・配偶者特別控除

扶養控除・特定親族特別控除

雑損控除

医療費控除

前年中に所得がなかった人の記入欄

令和7年中に収入がなかった方や、非課税収入のみだった方は、こちらを記入してください。

1 収入金額等

所得の種類ごとに、令和7年1月1日から12月31日までの間の収入金額を記入してください。

《表1 収入・所得等一覧》を参照してください。

2 所得金額

1 収入金額等に記入した収入から、収入を得るためにかかった必要経費を引いた金額が所得となります。

《表1 収入・所得等一覧》を参考にしてください。

ただし、給与と公的年金の収入については、収入金額から決まった計算式によって所得が決まります。

《別紙》申告書作成用計算用紙 をご利用ください。

4 所得から差し引かれる金額

左の3 所得から差し引かれる金額に関する事項に記入した内容を元に、所得から控除される金額を記入する欄です。

《表2 所得控除一覧》を参考にしてください。(特別)控除

生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除・配偶者特別控除、特定親族特別控除については、《別紙》申告書作成用計算用紙 をご活用ください。

医療費控除については、《付録》医療費控除の明細書等に明細を記入し、添付してください。

合計

5 給与・公的年金以外の所得にかかると市・県民税の納税方法

給与・公的年金以外の所得がある場合、その分にかかる税額の納税方法を選択できます。

個人番号(マイナンバー)欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

令和7年分確定申告書を税務署へ提出した方は、この申告書の提出は不要です。裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

◆「市民税・県民税申告書」の提出時に必要な添付書類

下記の書類の他、申告書の内容に応じて所得や控除に関連する必要書類を添付してください。

①マイナンバーカード(顔写真付)をお持ちの方	マイナンバーカードのコピー
②マイナンバーカードをお持ちでない方	写真付き身分証明書(運転免許証等)のコピー +個人番号(マイナンバー)の分かるもののコピー

※氏名、住所等を当市が印字して送付した申告書をご使用の場合、身分証明書の添付は不要です。

個人番号(マイナンバー)の分かる書類のコピーのみを添付してください。

《表1 収入・所得等一覧》

○必要書類は、写しでも差し支えありません。

所得の種類		収入・所得の内容	所得計算、必要経費について等	市民税・県民税申告書 記入欄
事業所得	営業等	製造業、建設業、小売業、飲食店業、サービス業などの営業から生ずる所得や、医師、弁護士、大工、作家、各種外交員、家内労働者(内職)などの職業の所得など、農業・不動産以外の事業から生ずる所得	その収入を得るために支出した費用 専従者給与 ◎必要書類・・・収支内訳書 (収支内訳書を添付する場合は裏面7の記入は不要)	1のア、2の① (裏面7)
	農業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得		1のイ、2の② (裏面7)
不動産所得		アパート、マンション、貸家、貸地(小作料・駐車場なども含む。)などから生ずる所得		1のウ、2の③ (裏面7)
利子所得		公債、社債、預金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の分配金などの所得	なし	1のエ、2の④
配当所得		法人から受け取る株式の配当金、証券投資信託の分配金などの所得 ◎必要書類・・・支払通知書等	元本を取得するために要した負債の利子	1のオ、2の⑤ 裏面8
給与所得		給与、賃金、賞与(パート、アルバイトを含む)等の所得 ◎必要書類・・・源泉徴収票 ※原則として源泉徴収票が必要ですが、無い方は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」をご記入ください。	⇒《別紙》 計算① 給与所得額の計算表(所得金額調整控除がある場合は、控除後の金額を記載)	1のカ、2の⑥ (裏面6)
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給等の所得 ◎必要書類・・・源泉徴収票	⇒《別紙》 計算② 公的年金等に係る雑所得の計算表	1のキ、2の⑦
	業務	講演料、原稿料(著述家以外の方が受け取るもの)、印税、シルバー人材センター配分金、インターネットオークションなどの個人間取引、食料品の配達の報酬など、事業に該当しない副業による所得 ◎必要書類・・・支払われた額等の証明	その収入を得るために支出した費用	1のク、2の⑧ 裏面9
	その他	他の所得に含まれないもの。生命保険の個人年金、互助年金などの所得 個人宅で太陽光発電をし、余剰電力を売電した場合の所得 …《別紙》参照 ◎必要書類・・・支払われた額等の証明書	その収入を得るために支出した費用(個人年金であれば証明書に記載あり)	1のケ、2の⑨ 裏面9
総合譲渡		自動車、機械機具、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得(商品、原材料などの棚卸資産は除く) ○短期… 資産取得後5年以内の譲渡 ○長期… 資産取得後5年超の譲渡	譲渡した資産の取得費と、譲渡するために要した費用(特別控除額「50万円」)	1のコ・サ 2の⑩ 裏面10
一時所得		生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金などの所得	その収入を得るために、支出した費用(特別控除額「50万円」)	1のシ、2の⑪ 裏面10

《表2 所得控除一覧》

控除の種類	控除の要件等	控除額(住民税の場合の額)	市民税・県民税申告書 記入欄
⑬ 社会保険料控除	令和7年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った場合 ◎必要書類・・・国民年金の保険料および国民年金の掛金に係る社会保険料控除の適用については、支払った保険料または掛金の証明書	支払金額全額 ※給与・公的年金等から差引きされた保険料は、給与・公的年金等の支払いを受けた人の所得からしか控除できません。	3の⑬ 4の⑬
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	令和7年中に、小規模企業共済の掛金又は個人型確定拠出年金の掛金、心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合 ◎必要書類・・・支払った掛金額の証明書	支払金額全額	4の⑭
⑮ 生命保険料控除	令和7年中に、あなたやあなたの配偶者その他親族を受取人とする生命保険、介護医療保険、個人年金保険の保険料・掛金を支払った場合 ◎必要書類・・・支払額などの証明書	⇒《別紙》 計算③ 生命保険料控除額の計算表 [合計適用限度額] 70,000円	3の⑮ 4の⑮
⑯ 地震保険料控除	令和7年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族が有する家屋で常時居住の用に供するものの地震保険料・旧長期損害保険料を支払った場合 ◎必要書類・・・支払額などの証明書 ※1つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、どちらかの保険料の選択となります。	⇒《別紙》 計算④ 地震保険料控除額の計算表 [合計適用限度額] 25,000円	3の⑯ 4の⑯
⑰ 寡婦控除	⑰「ひとり親」に該当せず、事実上婚姻関係と同様事情にあると認められる一定の人がいない場合 (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされていない者で、令和7年中の総所得金額等が58万円以下の者に限る)がいる人で、合計所得が500万円以下 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得が500万円以下	26万円	3の⑰ 4の⑰～⑱
⑱ ひとり親控除	婚姻をしておらず(未婚、離婚、死別、生死不明を問わない)、次の全てに該当する場合 (1) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない (2) 生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされていない者で、令和7年中の総所得金額等が58万円以下の者に限る)がいる人で、合計所得金額が500万円以下	30万円	3の⑱ 4の⑰～⑱
⑲ 勤労学生控除	大学、高等学校などの学生・生徒で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下かつ給与以外の所得が10万円以下の場合 ◎必要書類・・・学生証等	26万円	3の⑲ 4の⑲～⑳

控除の種類	控除の要件等	控除額（住民税の場合の額）	市民税・県民税申告書 記入欄
㉑ 障害者控除	<p>あなたや控除対象配偶者、扶養親族（16歳未満含む）が障害者の場合</p> <p>◎必要書類・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳等のコピー、又は障害者控除対象者認定証</p> <p>【各障害者控除の該当要件】</p> <p>○障害者 身体障害者手帳3～6級の方、療育手帳の表示Bの方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるとして福祉事務所から障害者控除対象者認定証を受けた方など</p> <p>○特別障害者 身体障害者手帳1、2級の方、療育手帳の表示Aの方、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級の方、65歳以上の方で障害の程度が特別障害者に準ずるとして福祉事務所等から障害者控除対象者認定証の交付を受けた方など</p> <p>○同居特別障害者 特別障害者のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族との同居を常としている方</p>	<p>○自身が障害者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者……………26万円 ・特別障害者……………30万円 <p>○配偶者・扶養親族が障害者の場合（1人につき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者……………26万円 ・特別障害者……………30万円 ・同居特別障害者……………53万円 <p>*あなたの合計所得が1,000万円を超えていても、生計を一にしている配偶者が障害者である場合に、配偶者の合計所得金額が58万円以下であれば配偶者の障害者控除を適用することができます。</p>	3の㉑ 4の㉑～㉒
㉒ 配偶者控除	<p>あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、あなたの配偶者（内縁関係を除く）が以下の要件に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) あなたと生計を一にしている。 (2) 令和7年中の合計所得金額が58万円以下である。 (3) 事業専従者ではない。 (4) 他者の扶養親族ではない。 	⇒「別紙」計算⑤ 配偶者控除・配偶者特別控除額の計算表	3の㉑～㉒ 4の㉑～㉒
㉓ 配偶者特別控除	<p>あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、あなたの配偶者（内縁関係を除く）が以下の要件に該当する場合</p> <p>上記㉒ 配偶者控除の(1)(3)に該当し、令和7年中の合計所得金額が58万円超133万円以下である。</p>	*夫婦が互いに配偶者特別控除を適用することはできません。	
㉔ 扶養控除	<p>親族が以下の要件に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) あなたと生計を一にしている。 (2) 令和7年中の合計所得金額が58万円以下である。 (3) 年齢が16歳以上である。 (4) 事業専従者ではない。 (5) 他者の扶養親族ではない。 <p>※一人を複数の人が扶養親族又は控除対象配偶者とすることはできません。</p> <p>※16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）は、扶養控除の対象にはなりません。住民税の非課税を判定する際の扶養親族数には算入されますので、「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「16歳未満の扶養親族」欄に、氏名などを記入してください。</p> <p>※国外に居住する扶養親族は、別途条件があります。</p>	<p>扶養親族1人につき</p> <ul style="list-style-type: none"> 16歳未満の親族（年少扶養親族）……………0円 16～18歳の親族……………33万円 19～22歳の親族（特定扶養親族）……………45万円 23～69歳の親族……………33万円 70歳以上の親族（老人扶養親族）……………38万円 同居老親等※……………45万円 <p>※老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属（両親、祖父母など）で、あなたや配偶者との同居を常としている方</p>	3の㉓～㉔ 4の㉓～㉔ (裏面12)
㉕ 特定親族特別控除	<p>19～22歳の親族が、上記㉓ 扶養控除の(1)(4)に該当し、令和7年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合</p>	⇒「別紙」計算⑥ 特定親族特別控除額の計算表 特定親族が複数いる場合は1人ずつ控除額を算出し、合計してください。	
㉖ 基礎控除	<p>合計所得金額が2,500万円を超えない場合、合計所得金額に応じて、一定の金額が所得から控除される</p>	<p>合計所得金額が</p> <ul style="list-style-type: none"> 2,400万円以下……………43万円 2,400万円を超え2,450万円以下……………29万円 2,450万円を超え2,500万円以下……………15万円 	4の㉖
㉗ 雑損控除	<p>合計所得金額が2,500万円を超えない場合、合計所得金額に応じて、一定の金額が所得から控除される</p> <p>令和7年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族が所有する生活用資産が、災害、盗難、横領によって損害を受けた場合</p> <p>◎必要書類・・・罹災証明書、被害届出証明書、災害関連支出の領収書など</p>	<p>次のいずれか多い金額</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (損失額－保険等による補てん額)－(総所得金額等の10%) (2) 災害関連支出金額－5万円 	3の㉗ 4の㉗
㉘	<p>令和7年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族の医療費を一定金額以上支払った場合</p> <p>◎必要書類・・・医療費や医薬品の明細書（領収書を一覧にしてまとめたもの）、おむつ代については医師の発行する「おむつ使用証明書」など</p> <p>※医療費控除の対象とならないものの具体例</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護用品の購入費やレンタル料 (2) 疾病予防や健康増進のための健康食品、栄養ドリンク (3) インフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種 (4) 人間ドックその他の健康診断の費用 <p>ただし、健康診断により重大な疾病が発見され、かつその疾病の治療をした場合には、その健康診断の費用も医療費控除の対象となる。</p>	<p>(支払った医療費の額－保険金等補てんされる額)－(「総所得金額等の5%」又は「10万円」のいずれか少ない金額)</p> <p>[控除限度額 200万円]</p> <p>⇒「付録」医療費控除の明細書等に受診者、医療機関ごとに1年分の医療費をまとめたものを添付してください。</p>	3の㉘ 4の㉘
	<p>令和7年中に、あなたが特定健康診断やインフルエンザの予防接種といった一定の取組を行っており、あなたやあなたと生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品」等の対象医薬品の購入費用が12,000円を超える場合</p> <p>◎必要書類・・・セルフメディケーション税制の明細書（対象の医薬品の購入金額等を一覧にしたもの）、一定の取組を行ったことを明らかにする書類（予防接種の領収書や健診の結果通知等）</p>	<p>支払った一定の対象となる医薬品の合計額－保険金等により補填される部分の金額－12,000円</p> <p>[控除限度額 88,000円]</p>	

◎申告書裏面の詳しい記載方法については、税務課市民税係までお問い合わせください。

◎収支内訳書の記入方法や、必要経費や専従者控除、減価償却等の事業所得に関する詳細は、

飯田税務署や市役所、自治振興センターにて配布されている「令和7年分 収支内訳書の書き方」（国税庁作成）や
 国税庁ホームページをご覧ください。飯田税務署又は税務課市民税係までお問い合わせください。